

都道府県別の登録等の手続について（徳島県用）

1. 登録資格

資格試験に合格した方で、宅地建物取引業法第18条第1項本文の資格を有し、かつ、同項各号に掲げる欠格要件に該当しない方です。

※法第18条第1項本文の資格とは、次のA. B. Cのいずれかに該当する方です。

- A. 過去10年以内に、宅地建物取引業（一般管理業務等は除く）において2年以上の実務経験がある方
- B. 過去10年以内に、登録実務講習実施機関の実施する登録実務講習を修了した方
- C. 過去10年以内に、国、地方公共団体等において、宅地又は建物の取得、交換又は処分に関する業務に主として従事した期間が2年以上である方

2. 登録申請先

徳島市万代町1丁目1番地

徳島県県土整備部住宅課 建築指導担当（TEL 088-621-2604）

3. 提出書類（全て1部）

- ①登録申請書（規則様式第五号）
- ②誓約書（規則様式第六号）
- ③身分証明書（本籍地の市町村長が発行する禁治産者、準禁治産者、破産開始手続の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の証明書）
- ④合格証書の原本（提示のみ）及び提出用のコピー
※合格証書と登録時の氏名が変わっている場合は、個人事項証明書（本籍地の市町村が発行する戸籍中の一部の者について記録されている事項の全部を証明した書面）を付けてください。
- ⑤顔写真（申請書提出前6カ月以内に撮影したもので、カラー、縦3cm×横2.4cmのもの）
※後日変色のおそれのある写真、また、後日写真の表面と裏面が剥がれてしまうおそれのある写真はお断りする場合があります。
- ⑥登録資格を証する書面（次のA. B. Cのいずれかの書面）
 - A. (1)実務経験証明書（規則様式第五号の二） ← 実務経験2年以上の方
※申請者自身が個人業者である場合、又は法人業者の役員の場合は他の業者の証明が必要となります。
 - (2)従業者名簿（様式第八号の二）の写し ← 実務経験2年以上の方
※申請者本人の氏名等が記載されているものを添付してください。
 - B. 登録実務講習修了証 ← 登録実務講習を修了した方
 - C. 各所属団体の証明書 ← 国、地方公共団体等における実務経験2年以上の方
- ⑦手数料 - 37,000 円（収納方法：徳島県収入証紙、キャッシュレス決済、電子収納）
※徳島県収入証紙は、阿波銀行、徳島銀行若しくは県庁地下売店等で購入できます。
 - ・販売終了時期：令和8年9月30日
 - ・使用期限：令和9年3月31日※外国人の方については、添付資料が一部異なりますので、別途ご相談ください。
※様式等については、徳島県ホームページをご参照ください。
<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kurashi/kenchiku/2015032400016/>
- ⑧手数料納付申出書（県証紙以外の納付方法の場合のみ）
- ⑨その他必要と認める書面（次のA. Bのいずれかの書面）
 - A. 登記されていないことの証明書（法務局が発行する成年被後見人及び被保佐人でない旨の証明書）
※申請書は住所及び本籍の両方を、誤記のないよう正確に記入してください。

B. 精神の機能の障害により宅地建物取引士の事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書

※ A. Bはいずれも発行日から3ヶ月以内のもの

4. その他

(1)申請から登録完了までには、約1ヶ月かかります。登録が完了すると、県から登録が完了した旨の通知書（ハガキ）が届きます。

(2)登録が完了しても、宅地建物取引士証の交付を受けなければ、宅地建物取引士としての業務を行うことはできません。

(3)宅地建物取引士証の交付を受けようとする方は、(1)の登録が完了した旨の通知書を御持参の上、（公社）徳島県宅地建物取引業協会（TEL 088-625-0318）で交付申請の手続きを行ってください。

※試験合格日から1年を経過した方は、法定講習を受講しなければ、宅地建物取引士証の交付を受けることができません。